



大学図書館改革への途

附属図書館長 今村 成和

まえがき

大学改革に伴い、附属図書館もまた、その在り方を根本的に再検討しなければならぬと思う。この場合、問題は単に、附属図書館の管理運営をどうするか、というようなことに止まるものではない。大学の蔵書は、大学という研究と教育を目的とする共同社会における、最も貴重な共有財産である。それが真に、その目的のために生かされる方途を追究することにこそ、図書館改革の究極の目標があるといわなくてはなるまい。従って問題は、当然に、全学的視野においてとらえられなくてはならぬのである。

去る10月1日高野山大学において開催された国立大学図書館協議会第17回総会の研究集会は、“新しい大学図書館像”特別委員会報告に基づき討論を行なった。次に掲げるものは、同特別委員会における予備討議に基づき、当館が準備した“大学図書館の未来像——その理念を中心に——”と題する報告の全文に、若干の補正*と補註**を加えたものである。

従って、この資料の内容は、国立大学図書館に共通の問題をとり上げたものであって、直接に、本学附属図書館を対象としたものではない。また、主として改革の理念乃至方途を論じたものであって、具体的な改革案に迄は及んでいない。しかしその趣旨とするところは、ひろく全学的な理解と協力の許に、大学の共有財産である図書が、学間に志す者のすべてに開放され、利用されるのに役立つ図書館を作り上げてゆくことに在るもので、これから具体的に改革問題を考えてゆこうとする本学にとって、ひとつの問題提起の役割は果しうるものと思ひ、ここに印刷に付する次第である。

* 補正は、報告書印刷後気のついたことを主とし、そのほか、討論に際し出された意見も一、二とり入れたもので、これが、特別委員会報告としても最終稿である。

** 本学読者の便を考へて加へたもの。本文中*印を付した註がそれである。

大学図書館の未来像

—その理念を中心に—

北海道大学附属図書館長 今 村 成 和

目 次

1. 序 説	4
1-1 考察の基点	4
(1) これまでの経過	4
(2) 図書館の近代化	4
(3) 大学図書館の使命	4
(4) 共通の認識	4
1-2 問題の所在	5
(1) 既往への反省	5
(2) 大学改革の嵐	5
(3) 情報化時代の到来	5
1-3 未来像への展望	5
(1) その基調	5
(2) その展開	6
2. 大学の改革と図書館	6
2-1 改革意見と図書館	6
(1) 大学の改革意見と図書館	6
(2) 各大学の図書館改革意見	7
2-2 大学改革の目標と図書館	7
(1) 大学改革の目標	7
(2) 研究・教育組織の改革	7
(イ) 研究・教育組織の分離	7
(ロ) 研究組織の改革	8
(ハ) 教育・学習組織の改革	8
(3) 現時における図書館改革の必然性	8
3. 大学の図書と図書館	8
3-1 図書問題の重要性	8
(1) 研究・教育と図書	8
(イ) 研究用図書の問題	9

(ロ) 学習用図書の問題	9
(ハ) 情報サービスの不足	9
(2) 大学図書館の特殊性	9
(イ) 組織の複合性	9
(ロ) 研究・教育者と図書館の協同	9
(a) 研究・教育者の地位	9
(b) 図書館の地位	10
(c) 両者の協同	10
(ハ) 附属図書館の弱体性	10
(a) 組 織	10
(b) 予 算	10
(c) 内 部 機 構	10
3-2 図書の蒐集	11
(1) 蒐集の責任	11
(イ) 研究用図書	11
(ロ) 学習用図書	11
(a) 教 官	11
(b) 学 生	11
(c) 図 書 館	11
(ハ) その他の参考図書類等	11
(2) 総 合 調 整	12
(イ) 全体のバランス	12
(ロ) 重複と欠落の防止	12
3-3 図書の管理	12
(1) 図書管理の原則	12
(2) “図書専用化” 傾向の排除	13
(3) 専門図書館の育成	13
3-4 図書の利用	13
(1) 研究用図書	13
(2) 学習用図書 (指定図書制度)	14
(イ) 文部予算によるもの	14
(ロ) 学内予算によるもの	14
3-5 図書館のサービス	14
(1) サービスの強化	14
(2) 学習図書館におけるレファレンス・サービス	14
(3) 学術情報サービス	15
4. 結 び	15

1. 序 説

1-1 考察の基点

(1) これ迄の経過

大学図書館の在り方については、これ迄すでに、

大学図書館基準 (昭 27)

国立大学図書館改善要項 (昭 27)

大学図書館設置基準要項 (昭 40)

大学図書館施設計画要項 (昭 41)

などにより、その公的基準が明らかにされている。

また、日本学術会議においても、

大学図書館の整備拡充について (昭 36)

大学における図書館の近代化について (昭 39)

と題する再度の勧告を行なっている。

本国立大学図書館協議会が、館長会議の時代以来、この問題に真剣に取り組んできたことは、いう迄もない。

ごく最近のこととして、去る 6 月 17 日には、国立大学協会の、

大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について (第一次報告)

と題する報告 (以下これを“国大協図書館問題第一次報告”という) が公にされた。

(2) 図書館の近代化

これらの基準・勧告などは、いずれも具体的内容を盛り込み、図書館施設の改善を目的としたものであるが、その中で、次第に明らかとなってきたものに、“図書館の近代化”への志向がある。

“図書館の近代化”とは何をいうかについて、明確に定義づけられたものはないけれども、大学図書館は、図書の倉庫であってはならず、大学における教育と研究のための学術情報、図書資料の蓄積と活用のために、積極的な役割を果たすべきものとの認識に基づき、それに応わしい人的及び物的構成をととのえることを目的とするものであることに、相違はない。

(3) 大学図書館の使命

従ってそれは、当然のこととして、大学図書館の使命に対する明確な認識の許に、それを具体的に肉付けしてゆく作業でなければならぬ。

このことを示すものとして、大学図書館設置基準要項や、大学図書館施設計画要項には、大学図書館の使命について、

“大学図書館は、大学における教育研究活動の重要な機関であると共に、総合教養の場としての機能を果たすものである。”

との適確な表現が見出されるようになっている。国大協図書館問題第一次報告でも、これを正当な見解として引用している (13 頁)。

(4) 共通の認識

以上に述べたことをわれわれの共通の認識とし、それを基点として考察を進めてゆくことについては、多くの異論を見ないであろうと思われる。

1-2 問題の所在

(1) 既往への反省

では、改めて今日、図書館の未来像が語り合わねばならぬ理由はどこに在るのだろうか。

それは、ひとつには、国大協図書館問題第一次報告にも指摘されているような、“戦後における図書館改革の動向は、けっして急速なものでも十分なものでもなかった”(5頁)ことに対する、反省をこめた批判があるからであろう。この儘では、折角の“近代化”理念も、風化せざるを得ないのである。

しかし、問題はそれ許りではない。今日、より直接的に、図書館の周辺において、あるべき図書館像に対する再認識をわれわれに迫っている問題が、2つあることに目を向けなければならない。

(2) 大学改革の嵐

昨年、一昨年と全国に吹き荒れた大学紛争が残した大学改革の課題は、今なお各大学が取り組んでいる問題であるが、新しい大学像の中で図書館の占めるべき地位は、いまだ一向に明らかとなっていない。

実際問題として、大学改革との関連で、図書館問題をとり上げている大学は少ないのである。

国大協図書館問題第一次報告は、

“大学教育の在り方が是正されるとすれば、それに対応して大学図書館の役割も修正される必要があろう。大学図書館についての既成概念にとらわれることなく、と同時に大学図書館独自の歴史と性格を無視することなく、大学図書館のあるべき姿をより根本的に考え直す必要があろう”。(15頁)

と述べているが、問題は、教育と研究の両面にある訳であるし、大学図書館の在るべき姿は、これだけでは、明らかといえないであろう。

しかし、ここにも指摘されているように、大学改革の嵐の中で、ひとり図書館のみ取残されていてよいわけではないのである。

(3) 情報化時代の到来

これによって、図書館の在り方は、根本的に変えられてしまうのではないかとの予感を、今多くの人はもっている。いわゆる情報センターの構想などは、既に図書館の脱皮を志向するものといってよく、電算機は、その主役である。

電算機の導入は、現在、事務の省力化と、情報検索の効率化を目的として考えられているが、その全面的な実現には、まだかなりの歳月を要するであろう*。しかし、事務の省力化は、大学内の図書関係事務組織を一変させるであろうし、情報検索システムの発達により、全国的又は国際的なネットワークが、各大学の図書館をつつみ込んでゆくことであろう。われわれの画く図書館の未来像も、このこととは無縁ではあり得ないのである。

* 文部省は、差し当り事務の省力化を目指して、ミニ・コンピューター導入のための予算を大蔵省に要求しており、本学附属図書館においても、その準備を進めている。

1-3 未来像への展望

(1) その基調

さてここでわれわれは、過去十数年、近代化への途を志向して来た大学図書館が、大学

改革の渦中に在って、情報化社会への即応を要請されつつ、改めて、その目標を振返って見るべき時期が到来したことを知るのである。

けれども、これは必ずしも、近代化路線の修正を意味することではない。大学の改革は、むしろ、近代化への隘路の打通を意味することである。情報化時代の到来は、近代化構想にとっては、すでに織り込みずみのことに外ならない。

唯、従来における“図書館近代化”論は、日本学術会議の勧告を別とすれば、単なる図書館側の要望として受取られ、扱われて来た傾が強いように思われる。しかし、もはやそうであってはならないことは明らかである。その気運が、まだ十分に醸成されてはいないことは、先にも指摘したが、国大協が図書館特別委員会を設け、図書館問題についての独立の報告を、国大協の名で公にするに至った今日においては、事情はやはり異って来ていると認めなくてはなるまい*。

そして、問題が大学全体のものとして取り上げられるとすれば、近代化理念の本質に変わりはないとしても、その内容は、もっと幅と厚みをもったものとして論じられることになる。本報告の基調も、ここに置き度いと考ええる。

* そのほか、日本学術会議でも、改めて、大学図書館問題をとり上げつつあるし、大学基準協会会報でも近く“大学図書館特集号”を発刊の予定と聞く。

(2) その展開

そこで、大学図書館の未来像をこの立場から考える場合に、その発条となるべきものが、大学改革の理念と方向であることは、大学図書館の使命と性格に照らし当然といわなくてはならぬ。

これに対し、情報化社会の問題は、情報量の爆発的増大に対する事実認識と、その処理技術の発達への適応に関することであるから、学術情報に関する専門の図書館としては、避けて通ることのできない関係に置かれているといつてよい。

それと共に、ここにおいて大学図書館は、いわゆる学術情報センターとして、ひとり、個々の大学における研究と教育に資する許りではなく、否そのためにも、内に対すると共に、外に向かっても“開かれた存在”でなければならぬことになるのである*。

* この問題に関しては、別に“機械化を中心とした大学図書館の未来像”(大阪大学附属図書館田保橋彬氏)と題する報告が行なわれた。

2. 大学の改革と図書館

2-1 改革意見と図書館

(1) 大学の改革意見と図書館

ここでは、大学改革の実質的内容に触れるに先立ち、改革意見の中で、図書館がどのように取扱われているかを、一瞥しておき度い。

個々の大学の改革意見のなかには、図書館問題についても、ある程度の関心を払っているものも、ないわけではない。しかしそれは、極く少数である許りではなく、それら少数事例における取扱われ方を見ても、大学問題における図書館の比重は、決して大きいとはいえない。

国立大学協会大学運営協議会の“大学問題に関する調査研究(中間報告)”(昭和45年5月)(以下“国大協大学問題中間報告”という。)は、このことを象徴的に示すものといつてよく、この報告は、各大学の改革意見を踏まえ、“各大学共通の理解”に資するために作成

されたものであるが、その中で図書館に触れた部分としては、教育、学習組織に関し、“学生の教育は、自発的な学習と研究への意欲をめざまさせるために、学生用の学習設備、図書館などを充実させなければならない”。(32 頁、なお 36 頁参照。)との一文があるに過ぎない。なおその外強いて挙げれば、研究組織として、“部所属の研究室のほか、工作センター、文献センター、計算センターなど学内共同サービス・センターを全学的運営によって開設することなどが必要であろう”。(34 頁)ということがあるが、ここにいう“文献センター”の性格は、全く不明である。

先に述べたように、国大協は、図書館問題を重視し、そのために、独立の委員会を設け、特別の報告を出している程である。従って、このことが、図書館軽視の現れということとはできないが、同中間報告が意図した、改革問題の全般的検討の中で図書館の占める地位としては、これではやはり不十分というの外はないであろう。

(2) 各大学の図書館改革意見

次に、各大学の動向に関しては、東大図書館に調査をお願いしたが、図書館改革についての具体的な内容を盛った回答を寄せられたのは 9 館に止まる。

また、その内容は精粗様々であるが、共通していわれていることは、図書館の整備充実の必要である。逆にいえば、現在各大学共、図書館本来の機能を発揮しうだけのものを備えていない。その悩みがここに集中的に現われているわけであるが、問題は、その方向性にあると思われる。

いいかえれば、現状打開の契機をどこに求めるかの問題であるが、これについては、これらの文書だけでは十分にうかがい知ることではできなかった。

2-2 大学改革の目標と図書館

(2) 大学改革の目標

大学改革の目標は、いう迄もなく、研究と教育の場としての大学が、その社会的使命を達成するための方途を追究するにある。

大学改革を触発したものは大学紛争であり、そこには、旧来の大学の在り方に対する批判がある。そして、それには様々な動機や原因があり、取り上げられた問題も一様ではないが、究極においては、研究と教育の組織の問題に帰ってゆくのでなければ、大学の改革として意味がない。

(2) 研究・教育組織の改革

(1) 研究・教育組織の分離

大学改革問題のひとつの焦点は、研究・教育組織の分離論にある。

これは、国大協大学問題中間報告においても大きく取り上げられ、また、中央教育審議会第 26 特別委員会中間報告“高等教育の改革に関する基本構想試案”(昭和 45 年 1 月 23 日)においても、“教育組織と研究組織の機能的な分離”として提唱されている問題である。

唯、両者の間には、国大協案が、“大学における研究と教育の不可分”(30 頁)を前提とし、大学における内部組織の再編成の問題として構想されているのに対し、中教審案においては、むしろ両者の機能的な分離に重点があるように見受けられる。そのため、中教審案に対しては各大学の批判が集中し、国大協案を取り纏めた国大協大学運営協議会研究部会においても、これに対する批判的見解を示している⁽¹⁾。いずれにせよ、これらの案が、いつ、どのような形で実現するかはまだ明らかではない。またこの問題は、

図書館にとっての原理的な問題としては、研究図書館と学習図書館との分離を促進する方向を提示するに止まる。

註 (1) 国大協大学運営協議会研究部会“高等教育の改革に関する基本構想試案(中間報告)の問題点”国大協事務局編“中央教育審議会「基本構想試案」に対する各国立大学の意見”(昭45.4)附9頁。

(ロ) 研究組織の改革

これについては、伝統的な、講座・学部制を解体し、新たに合理的な研究組織を再編成すべしとの案があるが、これに対しては、理想案の実現には、法令の改廃も必要であり、時日を要するところから、当面は、学部の自治を基礎に改革を実行すべしとの意見もある。

いずれにせよ、改革の必要は一般に認められているが、その最大の理由としては、従来の研究組織にしみ付いた閉鎖性、前近代性が、学問の自由な発展の妨げとなって来たことを挙げることができよう。境界領域における新たな学問分野の発達に、現在の制度は十分に対応し得ない、ということもある。かくて、“新たな組織は、自立的であり、かつ弾力的で流動性に富む構想に立たなければならず、また開放的であることを要する”。(国大協大学問題中間報告, 30 頁)とされるのである。

さて、このような目的を達成するためには、従来のような研究用図書の利用の仕方は根本的に改める必要がある。学術情報の激増という事態も、これに拍車をかけることになろう。かくてこれには、図書館の改革が、必然的に結び付かざるを得ないのである。

(ハ) 教育・学習組織の改革

大学紛争が激化し一般化した直接の原因のひとつが、現在の教育・学習組織に対する学生の不満に在ったことは、明らかな事実である。とくに教養課程におけるマスプロ教育に最大の禍根があることも、衆目の一致するところである。

かくて、教育・学習組織、とくに教養制度の改革は喫緊のこととされているが、事は図書館にとっても同様といわなくてはならない。わが国の大学図書館は、研究用図書の集積によって生長してきたもので、戦後の学制改革に伴い、学習図書館としての機能が重視されて来たにも拘らず、その実は伴っていないかった。そのため、現になお、“利用者の最大多数を占めるのは学生であるにもかかわらず、それへの奉仕はけって充分とはいえない”(国大協図書館問題第一次報告, 10 頁)ということが、強く指摘されている有様である。

(3) 現時における図書館改革の必然性

以上により、現時における図書館改革の必然性は明らかになったと思う。
次には更に、この問題に対する具体的な方向づけを試みることにしたい。

3. 大学の図書と図書館

3-1 図書問題の重要性

(1) 研究・教育と図書

図書(学術情報資料を広く指していう)は、大学という研究、教育を目的とする共同社会における、最も貴重な共有財産である。その管理運営に適切を期することは、研究と教育の実を挙げる上に、非常に大切なことである。

ところが、現在そこに問題があることは、上に指摘した。これはとくに次の3点に集中的に現われている。

(イ) 研究用図書の問題

研究者の間には、研究上必要な図書は、自分が最もよく知っており、また、自分が最も必要とするものであるとの意識が強い。事実そうでなくてはならぬ面もあるが、これが研究組織の閉鎖性と結びつくときは、蔵書構成の偏り、図書の死蔵となり、研究上の大きな障害となる。

(ロ) 学習用図書の問題

研究用図書に比べて、相対的に、著しく冷遇されていることに第一の問題があるが、それは、教官の側に、学生の自発的学習を支えるものとしての図書の重要性に対する認識が、不十分であることに基づくところも大きいと思う。

(ハ) 情報サービスの不足

これは図書館側の問題であるが、図書館に対する甚しい冷遇が、今日の事態をもたらしているといっても過言ではない。

そこで次には、図書館のあるべき姿を、図書の蒐集、管理、利用及び図書に関するサービスの4点に分けて考察するが、それに先立ち、大学図書館の特殊性を、一応明らかにしておく必要がある。

(2) 大学図書館の特殊性

大学図書館には、通常の公共図書館には見られない、非常に大きな特色がある。それを、次の3点に分けて述べる。

(1) 組織の複合性

多くの大学図書館は、ひとつの中央館と、いくつかの支分館より成っている。

支分館は、制度上は、分館であることもあれば部局図書室の場合もあるが、制度上の問題はあとで述べることで、ここでは、機能的な観点のみをとり上げる。

支分館は、性格的には、研究図書館または(及び)学習図書館である。研究図書館的性格の支分館は、当然に、特定の学問分野に対する専門図書館でなければならない。

中央館は、独自に、研究図書館又は学習図書館としての役割を分担することが多いが、中央館としての固有の任務は、大学全体の図書館活動を、総合統轄することである(いわゆる総合図書館的機能)。

大学が、研究と教育を目的とする一個の共同体である以上、大学の図書館は、中央館を中心とする、全体として統一ある活動を行なうものでなければならないのである。

(ロ) 研究・教育者と図書館の協同

(a) 研究・教育者の地位

大学図書館は、その大学の利用者(すなわち、教官と学生)に奉仕するのを基本的な目的とする。

これは、いいかえれば、大学図書館は、本来的には、その大学における研究と教育のために在ることを意味するから、研究と教育に直接の責任を有する教官の側に、図書の選択をはじめとする図書館の管理運営に強い発言力を生ずることになる。

そして、制度的には、これは、いわゆる教授会の自治に支えられて甚だ強固なものとなっているが、それが研究組織の閉鎖性に結びつくときには、非常に大きな弊害を生ずる原因となることは、先に見た通りである。

しかしながら、研究と教育の自主性を重んずる限り、このことを原理的に否定するのは正当ではない。いいかえれば、これは、教官の身分に伴う特権ではなく、研究と教育上の責任を果すために必要な限度において認められる性質のものであって、それにはもとより一定の限界がある。

(b) 図書館の地位

大学図書館は、大学における研究と教育に奉仕するための独自の組織として存在し、専門的知識経験を有する図書館職員によって支えられている。その機能に対する正当な認識と尊重は、大学図書館がその本来の使命を達成する上に、最も重要なことである。

(c) 両者の協同

従って、大学図書館において最も必要なことは、両者の緊密な連繋と協力である。これこそは、大学図書館の基本的な特色であるといつてよい。

(i) 附属図書館の弱体性

(i)・(ii)はどちらかといえば在り方に関することであったが、これは現実の問題である。これについて詳しく述べる必要はないが、ごく基本的な点だけを次に指摘しておく。

(a) 組織

国立学校設置法6条には、“国立大学に附属図書館を置く”。との定めがあり、また同法施行規則13条には、“附属図書館に、文部大臣が別に定めるところにより、分館を置く”。と定められている。

しかしそれ以外に、附属図書館の所掌事務については、何の定めもない。建前としては、全学の図書事務を掌理すべきものと考えられるが⁽¹⁾、実際上は、多くの大学には、各部局に部局図書室(館)があり、通常これらの部局図書室は、附属図書館外の組織として、その指揮系統の下にはないものとされている。

分館の構成は様ではないが、沿革的理由により、本館に対する関係は、部局図書室と同様であるものも多い。

従って、附属図書館は、一応、全学の総合図書館の機能を営むものとされているが、その実体はまちまちである*。

註(1) 一応の拠りどころとしては、大学図書館設置基準要項第四の二に“大学図書館の長は、大学図書館の管理および運営の中心となって全学的な連絡、調整を行なうものとする。”との定めがあるが、これは、法令の規定ではない。

* 本学附属図書館については、榎蔭2巻1号(1968)に、当時の状況を基準に、一応の説明がある。

(b) 予算

附属図書館の経費のうち、図書館維持費、図書購入費などの名目で文部省から配当されるものはその一部に過ぎず、多くは、様々な形で学内共通経費(その基礎は、学生当積算校費、教官当積算校費にある)に依存している(国大協図書館問題第一次報告38頁)。

これが、図書館の独立性を弱め、財政的基礎を薄弱ならしめる大きな原因となっている*。

* 本学附属図書館の予算は、学内的には一応独立に編成されているので、他の多くの大学に比べれば合理的なものであるが、その大部分を学内共通経費に依存している点に変わりは

ない。

(c) 内部機構

附属図書館に固有の定員はなく、だから、慢性的に、人員不足の状況にある。図書館職員の職務に見合った所遇はなく、昇進の幅も狭いから、十分な人材は得られないことになる。

このような弱体性を如何にして打開するかは、もとより、今後の重要な課題である。

3-2 図書の蒐集

(1) 蒐集の責任

大学において蒐集すべき図書の範囲は広汎であるが、図書館の責任において選択購入すべき範囲は、必ずしも広くはない。

(i) 研究用図書

これは原則として研究者の手に委ねられるべきである。“学者達は、かれらが利用する図書館の収書方針に強い発言権をもたないならば、かれらの研究に充分役立つ図書館は特定の数館にすぎないだろうという事実に気づくだろう”⁽¹⁾。

わが国の大学図書館においてこの心配はないが、他面、限られた図書予算を最も有効に利用し、質的にすぐれた蔵書構成を、長期に互って維持するためには、多大の努力を要するものであることを自覚しなくてはならない⁽²⁾。

極く少数の、すぐれた書誌能力を有する専門図書館では、このような研究者の労苦を肩代りすることができるようである。しかしそれを一般的に期待することはできない。

註 (1) フィリップ M. ミッチェル 『学者と図書館』 第1回日米大学図書館会議報告論文集第2部 (1969) 31 頁

(2) 同上 33 頁

(ii) 学習用図書

これは、主として学習用に供するために、学習図書館に備え付けるものをいう。学生が、必要に応じ研究用図書をも利用しうることは、当然の前提である。

学習用図書の選択については、教官、学生及び図書館に、それぞれ選択の責任乃至権利がある。

(a) 教官

教育の一環として備付が必要とされる図書の選択には、教官が当らなければならない。教官は、自己が教育を担当する分野の学習用図書の蔵書構成が適切であるかどうかの検討を行ない、欠落の補充に努めるべきである。

(b) 学生

学生の自主的な学習を助けるために、その図書購入要求は、尊重されなければならない。

(c) 図書館

図書館は、学習図書館としての機能を充実させるために、学習用図書の購入については、補完的機能を営むべきであろう。

(iv) その他の参考図書類等

大学図書館で蒐集すべき図書は、上記のものに限られない。“総合教養”のための図書、いわゆる参考図書 (reference books)、特殊コレクションなど。また、総合教養のた

めの視聴覚資料の充実にも務めなければならない。

これらは、原則として、図書館において選択購入すべき部類に属する。(もっとも、特殊コレクションなどは、ものによろう。)

図書館が選択購入すべきものについては、館内に選択委員会を設け、一定の方針の下に、バランスのとれた蒐集を行なうよう心掛けるべきである。(委員会には原則として教官を加える必要はない。)

(2) 総合調整

図書の蒐集に当っては、蔵書構成が、全学的にバランスのとれたものとなるよう、総合調整を加える必要がある。

“全学的にいて、蔵書構成についての計画性を欠き、収書方針も未確定である場合が非常に多い。これも、管理について中央集中方針が確立されていない結果のあらわれである”。(国大協図書館問題第一次報告, 12 頁)との意見があるが、研究・教育者に、大部分の図書の選択権がある以上、それを基礎に、総合調整の内容と方法を考える必要がある。

そして、この場合、内容的に問題となるのは、(イ) 全体の蔵書構成をバランスのとれたものにする、および、(ロ) 個別的には、蔵書の重複と欠落を防ぐことの2点であるが、これについては、次のようなことが考えられる。

(イ) 全体のバランス

現状においては、各部局及び図書館がそれぞれ図書購入予算を計上しているから、各部局間のバランスをとることはできない。これは、将来学部が解体し、適当な研究集団に改編されることがあっても同様であろう。そしてそれは、各分野における蔵書方針の違いに基くことであるから、強いて調整の必要もない。

問題は、研究用図書と学習用図書のバランス、および図書館に集中管理しておくことが適当な参考図書類や、全学的利用の対象となる文献にあてるべき予算とその他の部分とのバランスにあるが、これは、図書行政商議会あるいは図書館運営委員会* などの機関において、全学的見地から調整を図るべきものであろう。

唯、学習用図書費を現在よりも大幅に増額することは、それ自体十分とはいえない研究用図書費を圧迫するものとなるから、学生数を基準とする図書購入費が、文部省から図書館に配当されることが、是非必要である。

* 本学においては図書館委員会がこれに当る。

(ロ) 重複と欠落の防止

研究者に図書の選択が委されるということは、その図書を彼の私産とすることではないから、重複と欠落の防止のために、中間的には支分館の、また最終的には中央館の総合調整を経ることは是非必要であり、これは、情報過多の時代に、必要な文献資料を入手しうるための最低の条件でもある。もとより、各調整の段階において、研究者の意思が十分に反映される必要のあることはいふまでもない。

また、欠落防止のためには、各段階において、一定の図書購入費が留保されていることも、当然に必要である。

3-3 図書の管理

(1) 図書管理の原則

これは、判り易くいうと、“大学に実際に所蔵されている図書には、誰でも必ず近づけ

る”⁽¹⁾。ということと、“図書は、できるだけそれを使用する人の近くにあった方がよい”⁽²⁾。ということの2点に尽き、従来からこれは、“調整された分散方式”と呼ばれていることである。

唯、この“方式”は、これ迄、集中管理主義に対する、現状肯定論者（主として教官）の側からの抵抗の論理として用いられて来た傾向が強く、そのため、現状の消極面は、これによって一向に改められなかったうらみがある。

そこで、改めてこの観点から問題を取り上げるとすると、次の2点が重要である。

註(1) フィリップ M. ミッチェル、前掲論文 35 頁。

(2) ウィリアム S. ディックス “教授方法と図書館の利用” 同上論文集 17 頁。

(2) “図書専用化” 傾向の排除

“（図書専用化の傾向）の極限は、学部図書が教官研究室に分散配置されている場合であって、そうなれば、図書は私有の性質を帯び共同財産たるの実質が失われる。現に、教室に入ってしまった図書をその教室外の者が閲覧しようとするれば、私蔵本を借るに等しい態度と手続を必要とするし同時に図書紛失の危険もこのような場合に発生しやすい”⁽¹⁾。

このような事態が、若い研究者や学生の研究意欲をいかに阻害して来たかは、多言を要しない。このような事態を改めるのは、まさに、図書館改革の第一歩であるといっても過言ではなからう。

註(1) 京都大学附属図書館長堀江保蔵 “京都大学附属図書館報告書・‘66年”，6 頁

(3) 専門図書館の育成

単科大学を別とすれば、多くの大学には、分館又は部局図書室が設けられている。

しかし、大学図書館に関しては、従来から、集中管理・中央館中心主義がとられ、分館にしても計画的に設置されたものは少なく、部局図書室に至っては、“当該部局の教官が必要とする特殊な研究図書のためにこれを設けることができる”（国立大学図書館改善要項 2ロ）とされるに止まり、本来的な図書館機能を営み得るものとは認められていない。

そこでこれに対しては、“研究図書館として、むしろ中央図書館以上に実質的に重要な任務をもつ部局図書館が教官のための単なる図書コレクションの場として図書館機能の発揮を認めないような定義を下してしまったもの”⁽¹⁾ との厳しい批判があり、また、国大協の図書館問題第一次報告書では、研究室図書館（室）には、“学習図書館（室）としての機能がほとんど考慮されていない点”を批判し、“学部学生の利用に対する配慮”が必要であると述べている（17 頁）。

部局図書室をその儘強化することの適否には問題があるが、情報化時代の今日、適正規模の支分館を専門図書館として育成することは、きめの細い情報サービスを行なうためにも絶対に必要なことである。

ことに、学部解体による研究組織の再編成を考える場合には、このことは、当然にプランの中に入れられるべきであろう。

またこの専門図書館に学習図書館的機能を営ませるかどうかにについては、一概にはいえないが、図書館が、できるだけ接近し易い場所にあることの必要性は、学生にとっても同じといえるだろう。

註(1) 伊藤四十二 “大学図書館の使命” 昭 41, 4 頁。

3-4 図書の利用

(1) 研究用図書

研究用図書の利用に関し最も問題となることは、情報の過多にいかに対処すべきか、の点である。

専門の領域に関してさえ、研究者が、すべての情報に通暁することは、もはや至難の業となっている。また、図書館が、すべての学術情報を洩れなく蒐集することも、不可能に近い状況に在る。

従って、必要な情報の有効利用のためには、情報サービスの強化が強く望まれるわけであるし、情報検索の機械化に、次第に大きな期待が寄せられるに至っている。

そしてそのためには、図書館相互の協力が、従来にも増して必要となり、図書資料の蒐集の計画的な分担も考えなくてはならぬこととなろう⁽¹⁾。

註 (1) 大学図書館の相互協力活動については、既に、1966年に、近畿地区大学による詳細な特別委員会報告が提出されており、また、この報告と同時になされた“新しい大学図書館像——学習機能の向上と相互協力”(山形大学附属図書館長白石義夫氏)の主なテーマともなっている。

(2) 学習用図書(指定図書制度)

教育改革の一環としての図書あるいは、視聴覚資料の利用については、われわれはもっと考えてよいのではないと思われる。

とくに、教養課程において少人数教育が奨励され、教師と学生の対話が発展すれば、従来にも増して、学習用図書の需要が増大することが考えられる。図書館としては、当然これに対する用意が必要であり、そのためのものとして従来から、次のような指定図書制度があるが、いまだ十分に活用されているとはいえない。

(イ) 文部予算によるもの

これは、館長会議の要望に基づき、文部省が特別の予算を計上し、“国立大学附属図書館指定図書制度実施要項”(昭43.3.15文大情37)により実施しているものである*。非常に有意義な制度ではあるが、問題はある。その主なものをあげれば、a・実施につき上記要項にしばられて大学側の自由が制限されていること、b・事務量の増大に伴う人員の補充がないこと。c・教養課程2カ年で打切られ、その後の継続性の保障がないこと、などである。

将来は、3-2(2)(イ)で述べた、学習用図書予算(文部省配布)の大幅増額の中に吸収するのが望ましいのではなからうか。

* 学生1人当たり4冊計4,000円毎年1学年分2カ年間配当。すでに50大学に実施済。本学は未済(大規模大学は後まわしのため)であるか、両三年内には必らず配分される見込み。

(ロ) 学内予算によるもの

これは、各大学が自主的に行なっているもので、運用方針も自由にきめられるが、その目的を達成するためには、複本の備付も積極的に行なう必要がある。

しかし、現在の制度の下では、絶対額は少なく、急速な大幅増額を実現することも、困難な状況に在る。上述の文部予算の配布が望まれる所以である。

3-5 図書館のサービス

(1) サービスの強化

図書館改革の一環として、サービス機能の強化を図るべきことは、とくに重視されなくてはならないが、これには2つの方向がある。

(2) 学習図書館におけるレファレンス・サービス

これは、学習図書館強化の方向に副って、積極的に推進すべきである。とくに教養部の新入生がレファレンス・デスクに接近し易く、そこに有能なレファレンス・ライブラリアンが待機していることは、学習図書館としての必要条件である。

(3) 学術情報サービス

情報化時代の到来に伴い、密度の高い学術情報サービスの必要性は、ますます強まっている。

従って、一般的なレファレンス・サービスのほか、収書速報やコンテンツ・サービスの如きは当然に実施すべきであるが、高度のレファレンス・サービスについては、その可能性と必要性を充分に考慮する必要がある。

いいかえれば、何が何でもしなければならぬ、というのではなく、それがとくに必要な分野において、いかにしてこれを実現すべきかを、考える必要があろう。

あるアメリカの書誌学者は、“実際私の今日まで 25 年にわたる学問的業績は、すべて図書館の中で作り上げられた”。“（レファレンス・ライブラリアン）から私が受けた恩義は余りにも充分すぎて表現し得ない”⁽¹⁾と述べているが、このような人文系書誌学者の研究方法が、すべての学問の分野に当てはまるわけではない⁽²⁾。

また、今日とくに要求されているのは、最新の科学・技術情報の速報であって、前述のように、これはもはや、研究者自身の手には負えないものとなっている。

しかし、いずれにせよ、実際問題としては、高度の専門知識を有する有能なレファレンス・ライブラリアンを得ることは至難であり、これが、この種の情報サービスの発達を阻害している一番大きな原因となっている。

そして、彼等が育たないのは、当然のことながら、待遇問題に関係があるほか、彼等がその能力を充分に発揮しうる場としての専門図書館の未発達によるところも大きいのであって、現に、わが国においても、少数ながら、この種の専門図書館の存在する分野においては、事情はかなり異っている。

従って、高度の情報サービスを必要とする分野においては、先ず以て、専門図書館の育成が必要である。そして、特定の専門図書館を情報センターとする相互協力のためのネット・ワークが確立すれば、この悩みは解消するだろう。更に、このためには、情報検索の機械化が、大きな救いとなることは確かである。

この意味では、情報検索の機械化が実現し、多数の専門別センターと地区センターを中心とする学術情報網の確立を見ることは、将来の大学図書館の夢であるといつてよい。

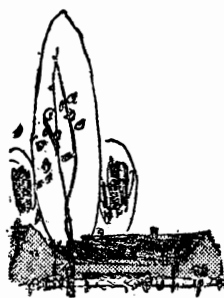
しかもそれは、それ程遠い先のことではないようである。

註 (1) フィリップ M. ミッチェル前掲論文 25 頁, 47 頁。 (2) 同上 48 頁。

4. 結 び

以上は、現在の時点に立って、大学図書館の在るべき姿の展望を試みたものである。これにより、具体的な図書館像をどのように書き出すかは、人々の思うところに委せたい。各大学が、その特色を生かし、個性ある図書館を発展させることは、最も有意義なことである。

唯、大切なことは、大学図書館が、学内の閉鎖性を打破し、大学の共有財産である図書が、学問に志す者のすべてに開放され、利用されるのに役立つことである。また、学問の、相互交流、相互協力の媒体となって、ひろく学術の発達に貢献することである。ひと言で言えば、“開かれた大学図書館”というのが、その未来像を支える理念であるだろう。 終



北海道大学附属図書館報 「楡蔭」 Vol. 4 Ex. ed. (通巻 21 号)

1970 年 10 月 27 日 発行 発行人 齊 木 一 郎

発 行 所 北海道大学附属図書館 札幌市北 8 条西 5 丁目 電話代表 711-2111 (2966)

印 刷 所 文 栄 堂 印 刷 所 札幌市北 3 条東 7 丁目 電話代表 231-5560